

政令第三十号

標準的な官職を定める政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第三十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一 一二の項から三十の項までに掲げる職務 以外の職務	一 法律の規定に基づき 内閣に置かれる各機関 、内閣の統轄の下に行 政事務をつかさどる機 関として置かれる各機	一 内閣審議官のうち内 閣府令で定めるもの、 内閣法制次長、内閣府 の事務次官、国家行政	事務次官
組織法（昭和二十三年			

関及び内閣の所轄の下

に置かれる機関並びに

会計検査院（以下「行

政機関」という。）の

うち、次号から第七号

までに掲げる部局又は

機関等を除いたもの

法律第一百一十号）第十

八条第一項に規定する

事務次官、人事院の事

務総長及び会計検査院

の事務総長の属する職

制上の段階

二 内閣官房組織令（昭

和三十二年政令第二百

十九号）第四条の二第

三項に規定する所長、

内閣法制局設置法（昭

和二十七年法律第二百

五十二号）第五条第五

局長

項の規定に基づき部長に充てられた内閣法制局参事官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第五項に規定する局長、国家行政組織法第二十条第一項に規定する局長、人事院の事務总局に置かれる局長及び会計検査院の事務総局に置かれる局長の属する職制上の段階

三 内閣官房組織令第四 部長

条の二第一項に規定する内閣衛星情報センタの所掌事務を分掌する部の長、内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十九号）第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられた内閣法制局事務官、内閣府設置法第十七条第五項に規定する部長、国家行政組

織法第二十一条第一項

に規定する部長、人事

院の事務総局に置かれ

る審議官及び会計検査

院の事務総局に置かれ

る審議官の属する職制

上の段階

四 内閣参事官、内閣法

制局参事官（内閣法制

局設置法第五条第五項

の規定に基づき部長に

充てられた場合を除く

。）、内閣府設置法第

課長

十七条第五項に規定す

る課長、國家行政組織

法第二十一条第一項に

規定する課長、人事院

の事務総局の局に置か

れる課長及び会計検査

院の事務総局の局に置

かれる課長の属する職

制上の段階

五 前号に規定する官職

の指揮監督を受け、課

の所掌事務を分掌する

室の長の属する職制上

室長

				の段階
六 第四号又は前号に規定する官職を補佐し、次号又は第八号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	七 課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	八 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	課長補佐	
係員	係長			

		二　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条、 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第 六条第二項並びに國家行政組織法第八条の二 に規定する機関、人事院の事務總局に置かれ る公務員研修所並びに農林水産技術會議の事 務局（内閣府令で定める部局又は機関等に限 る部局又は機関等に限	九　この項第二欄第二号に掲げる部局又は機 関等（以下「施設等機関等」という。）の長の 属する職制上の段階	九　この項第二欄第二号に掲げる部局又は機 関等（以下「施設等機関等」という。）の長の 属する職制上の段階	階
		官職	この項第三欄第十号の内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な 令で定めるもの	この項第三欄第十号の内閣府令で定める職制 上の段階として内閣府の段階より下位の職制	所長
			十　前号に掲げる職制上の段階	十　前号に掲げる職制上の段階	

る。)

三 國土地理院（支所を除く。）

十一 國土地理院の長の

属する職制上の段階

院長

十二 前号に掲げる職制

上の段階より下位の職制上の段階として内閣府令で定めるもの

この項第三欄第十二号

の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的

な官職

四 國家行政組織法第九

条に規定する地方支分

部局（法律又は政令で

定める管轄区域が一の

都府県の区域を超える

。）の長の属する職制

十三 この項第二欄第四

号に掲げる部局又は機

関等（以下「部等設置

広域管轄機関」という

局長

は道の区域であり、及

び部が置かれ、又は政

令の規定により当該地

方支分部局の長を助け

、当該地方支分部局の

事務を整理する官職が

置かれるものに限る。

)、沖縄総合事務局、

地方更生保護委員会、

北海道開発局、航空交

通管制部、管区気象台

及び管区海上保安本部

(これらの地方支分部

上の段階

十四 部等設置広域管轄

機関の部長及び部等設

置広域管轄機関の長を

助け、部等設置広域管

轄機関の事務を整理す

る官職の属する職制上

の段階

十五 部等設置広域管轄

機関の部の所掌事務を

分掌する課の長の属す

る職制上の段階

十六 部等設置広域管轄

課長補佐

部長

局の所掌事務を分掌する地方支分部局（内閣府令で定めるものを除く。）を除く。）

官職の属する職制上の 官職の指揮監督を受ける 職の指揮監督を受ける官 十八 前号に規定する官	十七 部等設置広域管轄 機関の課の所掌事務を 分掌する係の長の属す る職制上の段階	階 職の属する職制上の段 階	機関の課の所掌事務を 分掌する官職の課の長を補佐し 、次号又は第十八号に 規定する官職のつかさ どる事務を整理する官 職の属する職制上の段 階
係員		係長	

		五　国家行政組織法第九 条に規定する地方支分 部局（法律又は政令で 定める管轄区域が一の 都府県の区域を超えて は道の区域であり、及 び部が置かれず、かつ 、政令の規定により當 該地方支分部局の長を 助け、当該地方支分部 局の事務を整理する官 職が置かれないものに	十九　この項第二欄第五 号に掲げる部局又は機 関等（以下「広域管轄 機関」という。）の長 の属する職制上の段階 二十　広域管轄機関の長 を助け、広域管轄機関 の事務を整理する官職 の属する職制上の段階 次長	十九　この項第二欄第五 号に掲げる部局又は機 関等（以下「広域管轄 機関」という。）の長 の属する職制上の段階 二十　広域管轄機関の長 を助け、広域管轄機関 の事務を整理する官職 の属する職制上の段階 次長	段階
	二十一　広域管轄機関の 所掌事務を分掌する課 長				所長

<p>限る。）、宮内庁の京都事務所及び海洋気象台並びに人事院の事務総局の地方事務局、公正取引委員会の事務总局の地方事務所、中央労働委員会の事務局の地方事務所、産業保安監督部（産業保安監督署を除く。）及び地方海難審判所（次号の内閣府令で定める部局又は機関等を除く。）</p>	<p>二十二 広域管轄機関の課の長を補佐し、次号又は第二十四号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階</p>	<p>二十二 広域管轄機関の課長補佐</p>	<p>段階</p>
<p>二十四 前号に規定する官職の指揮監督を受け</p>	<p>二十三 広域管轄機関の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階</p>	<p>二十三 広域管轄機関の係長</p>	<p>係員</p>

			る官職の属する職制上の段階
六　国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局（法律又は政令で定める管轄区域が一の都府県の区域であるものに限り、運輸監理部の貨物利用運送事業の発達、改善及び調整等に関する事務をつかさどる部に置かれる内部組織並びに運輸支局の	二十六　都府県管轄機関の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	六号に掲げる部局又は機関等（以下「都府県管轄機関」という。）の長の属する職制上の段階	二十五　この項第二欄第六号に掲げる部局又は機関等（以下「都府県管轄機関」という。）の長の属する職制上の段階
二十七　都府県管轄機関	部長	所長	
課長			

所掌事務を分掌する内

部組織を除く。）、公

安調査事務所、地方社

会保険事務局、北海道

農政事務所、沖縄気象

台及び地方気象台並び

に内閣府又は各省の内

閣府令又は省令で所要

の地に置かれる地方支

分部局であつて、部が

置かれるもの（これら

の地方支分部局の所掌

事務を分掌する地方支

の部の所掌事務を分掌

する課の長の属する職

制上の段階

二十八 都府県管轄機関

の課の長を補佐し、次

号又は第三十号に規定

する官職のつかさどる

事務を整理する官職の

属する職制上の段階

二十九 都府県管轄機関

の課の所掌事務を分掌

する係の長の属する職

制上の段階

課長補佐

係長

分部局を除く。）並び

三十 前号に規定する官

係員

に人事院の事務総局の

職の指揮監督を受ける

沖縄事務所、那覇産業

官職の属する職制上の

保安監督事務所、小笠

段階

原総合事務所及び地方

海難審判所（内閣府令

で定める部局又は機関

等に限る。）

七 国家行政組織法第九

三十一 内閣府令で定め

条に規定する地方支分

る職制上の段階

部局（前三号に掲げる

この項第三欄第三十一

ものを除く。）及び沖

号の内閣府令で定める

繩総合事務局の事務所

職制上の段階に応じ、

内閣府令で定める標準

的官職

			並びに産業保安監督署 及び国土地理院の支所
二 警察職員の行う事務、公安調査官の行う事務、検察事務官若しくは検察技官の行う事務、海上保安官若しくは海上保安官補の行う事務（警備救難に関するものその他内閣府令で定めるものに限る。）、懲役、禁錮若し	一 警察庁並びに公安調査庁及び最高検察庁並びに海上保安庁（次号から第八号まで及び第十号に掲げる部局又は機関等を除く。）	一 警察庁長官及び公安調査庁長官の属する職制上の段階	一 警察庁長官及び公安調査庁長官の属する職制上の段階
三 警察法第二十条第三項に規定する部長、公	二 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十条第一項に規定する局長及び公安調査庁の次長の属する職制上の段階	二 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十条第一項に規定する局長及び公安調査庁の次長の属する職制上の段階	二 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十条第一項に規定する局長及び公安調査庁の次長の属する職制上の段階
部長		局長	長官

くは拘留の刑の執行

のため拘置される者

等の収容若しくは被

収容者等に対する処

遇、矯正教育、少年

の資質の鑑別、補導

若しくは送還に関する

事務、入国警備官

の行う事務又は麻薬

取締官の行う事務を

つかさどる官職の職

務（五の項から十一

の項まで、十五の項

安調査庁の部長及び最

高検察庁の事務局の長

の属する職制上の段階

四 警察法第二十六条第

二項に規定する課長、

公安調査庁の課長及び

最高検察庁の事務局の

所掌事務を分掌する課

の長の属する職制上の

段階

五 前号に規定する官職

の指揮監督を受け、課

務の所掌事務を分掌する

課長

室長

及び十七の項に掲げる職務を除く。)

室の長の属する職制上の段階	六 第四号又は前号に規定する官職を補佐し、次号又は第八号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	七 課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	八 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官員
課長補佐		係長	係員

職の属する職制上の段階	二 矯正収容施設	九 矯正収容施設の長の属する職制上の段階	十 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制	十一 この項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等（以下「広域管轄	三 地方入国管理局、公安調査局、地方厚生局及び地方厚生支局並びに管区海上保安本部（「公安機関」という。）
所長	二 矯正収容施設の長	九 矯正収容施設の長の属する職制上の段階	十 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制	十一 この項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等（以下「広域管轄	三 地方入国管理局、公安調査局、地方厚生局及び地方厚生支局並びに管区海上保安本部（「公安機関」という。）

これらの所掌事務を分

掌する地方支分部局を

除く。）並びに管区警察局（その所掌事務を分掌し、所要の地に置かれ、内閣府令で定める部局又は機関等を除く。）及び高等検察庁

の長の属する職制上の段階

段階

十二 広域管轄公安機関の部長の属する職制上の段階

の段階

十三 広域管轄公安機関の部の所掌事務を分掌する課の長の属する職

課長

制上の段階

十四 広域管轄公安機関

の課の長を補佐し、次

号又は第十六号に規定する官職のつかさどる

課長補佐

			事務を整理する官職の 属する職制上の段階
四 地方入国管理局の支 局、公安調査事務所及 び地方麻薬取締支所（ 関等（以下「都府県管	十五 広域管轄公安機関 の課の所掌事務を分掌 する係の長の属する職 制上の段階	十六 前号に規定する官 職の指揮監督を受ける 官職の属する職制上の 段階	十五 広域管轄公安機関 の課の所掌事務を分掌 する係の長の属する職 制上の段階
所長	係員		係長

これらの所掌事務を分

「轄公安機関」という。

掌する地方支分部局を

）の長の属する職制上

除く。）並びに東京都

の段階

警察情報通信部及び北

十八 都府県管轄公安機

海道警察情報通信部（

関の長を助け、都府県

これらの所掌事務を分

管轄公安機関の事務を

掌し、所要の地に置か

整理する官職の属する

れ、内閣府令で定める

職制上の段階

部局又は機関等を除く

十九 都府県管轄公安機

。）並びに地方検察庁

関の所掌事務を分掌す

る課の長の属する職制

上の段階

二十 都府県管轄公安機

課長補佐

関の課の長を補佐し、

次号又は第二十二号に

規定する官職のつかさ

どる事務を整理する官

職の属する職制上の段

階

二十一 都府県管轄公安

機関の課の所掌事務を

分掌する係の長の属す

る職制上の段階

二十二 前号に規定する

官職の指揮監督を受け

る官職の属する職制上

係員

係長

		五　国家行政組織法第九 条に規定する地方支分 部局（前二号に掲げる ものを除く。）並びに 管区警察局、東京都警 察情報通信部及び北海 道警察情報通信部（前 二号の内閣府令で定め る部局又は機関等に限 る。）並びに区検察庁	二十三　内閣府令で定め る職制上の段階	この項第三欄第二十三 号の内閣府令で定める 職制上の段階に応じ、 内閣府令で定める標準 的な官職	の段階
六　警察大学校、科学警 察研究所及び皇宫警察	二十四　警察大学校の長				
所長					

本部（皇宮警察学校を除く。）

この項第三欄第二十五

二十五 前号に掲げる職制上の段階より下位の

号の内閣府令で定める

職制上の段階として内閣府令で定めるもの

職制上の段階に応じ、

内閣府令で定める標準

七 皇宮警察学校

二十六 皇宮警察学校の

校長

長の属する職制上の段階

校長

二十七 前号に掲げる職

制上の段階より下位の

号の内閣府令で定める

職制上の段階として内閣府令で定めるもの

職制上の段階に応じ、

内閣府令で定める標準

的な官職

八 管区警察学校

二十八 管区警察学校の

校長

長の属する職制上の段

階

二十九 前号に掲げる職

制上の段階より下位の
職制上の段階として内

閣府令で定めるもの

内閣府令で定める標準
的な官職

三十 内閣府令で定める

職制上の段階

この項第三欄第三十号
の内閣府令で定める職

九 都道府県警察（内閣
府令で定める部局又は
機関等に限る。）

十 船舶

三十一 内閣府令で定める職制上の段階

この項第三欄第三十一

号の内閣府令で定める

職制上の段階に応じ、

内閣府令で定める標準

的な官職

長官

職制上の段階

二 部長

十一條第一項に規定す

る部長の属する職制上

の段階

三 国家行政組織法第二

課長

十一條第一項に規定す

三 内国税の賦課若しくは徵収、酒類業の発達又は税理士業務の運営に関する事務をつかさどる官職の職務（四の項から十

一の項まで、十五の項及び十七の項に掲

一 国税庁及び国税不服審判所（次号から第五号までに掲げる部局又は機関等を除く。）

三 内国税の賦課若し

一 国税庁長官の属する

二 国家行政組織法第二

十一條第一項に規定す

る部長の属する職制上

の段階

三 国家行政組織法第二

課長

十一條第一項に規定す

げる職務を除く。)

五 第三号又は前号に規定する官職を補佐し、次号又は第七号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の 属する職制上の段階	四 前号に規定する官職の指揮監督を受け、課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	る課長の属する職制上の段階
	課長補佐	室長

				六 課の所掌事務を分掌 する係の長の属する職	
			二 税務大学校		
	九 前号に掲げる職制上 の段階より下位の職制 上の段階として内閣府 令で定めるもの	八 税務大学校の長の属 する職制上の段階	七 前号に規定する官職 の指揮監督を受ける官 職の属する職制上の段 階	制上の段階	
府令で定める標準的な	この項第三欄第九号の 内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣	校長	係員	係長	

		三　国税局（その所掌事務を分掌する地方支分部局を除く。）及び国税不服審判所の支部（沖縄県を管轄区域とするものを除く。）	十　国税局の長の属する職制上の段階	局長	
階	四　沖縄国税事務所（その所掌事務を分掌する地方支分部局を除く。）	十二　前二号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階として内閣府令で定めるもの	十一　国税局の部長の属する職制上の段階	部長	
	十三　沖縄国税事務所の長の属する職制上の段階	この項第三欄第十二号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職			官職

請求に係る事件の調査	四 国税不服審判所長		五 税務署	区域とするものに限る。)	(及び国税不服審判所の支部（沖縄県を管轄するものに限る。）
	国税不服審判所		十五 内閣府令で定める職制上の段階	府令で定めるもの	十四 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階として内閣
二 国税不服審判所組織	一 国税不服審判所の長	の属する職制上の段階	この項第三欄第十五号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職	閣府令で定める標準的な官職	この項第三欄第十四号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣
次長	所長				

			査又は審理に関する事務をつかさどる官職の職務
五 調査、試験又は研究に関する事務をつげる部局又は機関等を	一 行政機関（次号に掲	三 前二号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階として内閣府令で定めるもの	項の規定に基づき次長に充てられた国税審判官の属する職制上の段階
制上の段階	一 内閣府令で定める職	この項第三欄第三号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職	令（昭和四十五年政令第五十号）第一条第一
内閣府令で定める職制	この項第三欄第一号の		

かさどる官職の職務

除く。)

六 研修又は教育に関する事務をつかさどる官職の職務（十三の項及び十四の項に掲げる職務を除く。）	一 施設等機関等、警察研究所	二 大学校、科学警察研究所以及び国土地理院	二 施設等機関等、警察	二 内閣府令で定める職制上の段階
	一 内閣府令で定める職制上の段階		二 内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職	二 内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職
官職	この項第三欄第一号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な		この項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職	この項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職

			二 内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣 府令で定める標準的な 官職
三 前号に掲げる職制上 属する職制上の段階	二 矯正収容施設の長の 所長	官職	この項第三欄第一号の 内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣 府令で定める標準的な 官職
二 矯正収容施設	一 行政機関（矯正収容 施設を除く。）	一 内閣府令で定める職 制上の段階	七 医療業務をつかさ どる官職の職務（八 の項から十一の項ま でに掲げる職務を除 く。）

					の段階より下位の職制
十 診療放射線技師、	九 栄養管理に関する官事務をつかさどる官職の職務	八 調剤に関する事務職務	行政機関	内閣府令で定める職制上の段階	上の段階として内閣府令で定めるもの
行政機関	行政機関				
内閣府令で定める職制上	内閣府令で定める職制上の段階	内閣府令で定める職制上の段階	内閣府令で定める職制上の段階	この項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職	内閣府令で定める標準的な官職
この項第三欄の内閣府	定める標準的な官職	この項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職	この項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職	この項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職	内閣府令で定める職制

			診療エックス線技師 、あん摩マッサージ 指圧師、歯科衛生士 、歯科技工士等の行 う医療技術に関する 事務をつかさどる官 職の職務（八の項及 び九の項に掲げる職 務を除く。）
	行政機関		
	内閣府令で定める職制上 の段階		の段階
令で定める職制上の段 階に応じ、内閣府令で 定める標準的な官職	この項第三欄の内閣府 令で定める職制上の段 階に応じ、内閣府令で 定める標準的な官職		

			職の職務
十二 障害者支援施設 、児童福祉施設等の 入所者等の指導、保 育、介護、判定又は 援助に関する事務を つかさどる官職の職 務	医療更生施設	内閣府令で定める職制上 の段階	この項第三欄の内閣府 令で定める職制上の段 階に応じ、内閣府令で 定める標準的な官職
十三 視覚障害者に対 するあん摩マッサー ジ指圧師、はり師又 はきゅう師となるの に必要な知識又は技	医療更生施設	内閣府令で定める職制上 の段階	この項第三欄の内閣府 令で定める職制上の段 階に応じ、内閣府令で 定める標準的な官職

<p>能等の指導に関する事務をつかさどる官職の職務</p> <p>十四 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所の教員の養成若しくは研修又は看護に関する養成若しくは研修にする事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>一 厚生労働省医政局</p>
<p>二 医療更生施設</p>	<p>一 内閣府令で定める職制上の段階</p>
<p>二 内閣府令で定める職制上の段階</p>	<p>この項第三欄第一号の内閣府令で定める標準的な府令で定める標準的な官職</p>
<p>官職</p> <p>府令で定める標準的な</p>	<p>この項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な</p>

十五 機器の運転操作

行政機関及び船舶

内閣府令で定める職制上の段階

この項第三欄の内閣府

、 庁舎の監視その他

の 庁務、 船舶（用途

、 航行する海域及び

大きさを勘案し、 内

閣府令で定めるもの

に限る。）の航行そ

の他の内閣府令で定

める事務をつかさど

る官職の職務

十六 船舶に乗り組ん

船舶

内閣府令で定める職制上の段階

この項第三欄の内閣府

で行うことが必要な事務をつかさどる官

階に応じ、 内閣府令で定める職制上の段

十八 特許法（昭和三	<p>職の職務（二の項及び十五の項に掲げる職務を除く。）</p> <p>十七 行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	行政機関
特許庁		
内閣府令で定める職制上	<p>内閣府令で定める職制上の段階</p>	
この項第三欄の内閣府	<p>この項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職</p>	定める標準的な官職

				十四年法律第二百二十 一号) 第四十七条第
				一項に規定する審査 官の行う事務をつか さどる官職の職務
		十九 特許法第二百三十 六条第一項に規定す る審判官の行う事務 をつかさどる官職の 職務	特許庁	
	二十 仮釈放、仮出場 、仮退院若しくは少 年院からの退院の許	一 地方更生保護委員会	内閣府令で定める職制上 の段階	の段階
				令で定める職制上の段 階に応じ、内閣府令で 定める標準的な官職
	二十一 制上の段階	一 内閣府令で定める職 務	この項第三欄の内閣府 令で定める職制上の段 階に応じ、内閣府令で 定める標準的な官職	
				この項第三欄第一号の 内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣

<p>可、仮釈放若しくは婦人補導院からの仮退院の取消し、少年院への戻し収容の申請、不定期刑の終了の処分、保護観察の仮解除若しくは仮解除の取消しに関する事務、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護若しくは</p>		
	二 保護観察所	
<p>二 内閣府令で定める職制上の段階</p>		
<p>官職 この項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職</p>		府令で定める標準的な官職

二十一 検疫官の行う事務又は食品衛生監	<p>犯罪の予防に関する事務又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の生活環境の調査、退院後の生活環境の調整、精神保健観察の実施若しくは処遇の実施計画に関する関係機関相互間の連携の確保に関する事務</p>
一 検疫所（支所又は出張所を除く。）	
一 検疫所の長の属する職制上の段階	
所長	

視員の行う事務をつかさどる官職の職務

				二 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階として内閣府令で定めるもの	この項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職
三 検疫所の出張所		二 検疫所の支所			
四 内閣府令で定める職制上の段階	四 内閣府令で定める職制上の段階	三 内閣府令で定める職制上の段階	この項第三欄第三号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職		

				府令で定める標準的な
二十二 植物防疫官の 行う事務をつかさど る官職の職務	一 植物防疫所（支所又 は出張所を除く。）及 び那霸植物防疫事務所 (出張所を除く。)	一 植物防疫所の長の属 する職制上の段階	四 地方厚生局	
二 前号に掲げる職制上 の段階より下位の職制 上の段階として内閣府 令で定めるもの	この項第三欄第二号の 内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣 府令で定める標準的な	所長	五 内閣府令で定める職 制上の段階	
		官職	この項第三欄第五号の 内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣 府令で定める標準的な	官職

二十三　家畜防疫官の 行う事務をつかさど は出張所を除く。）		二　植物防疫所の支所（ 出張所を除く。）
一　動物検疫所（支所又 は出張所を除く。）	所 三　植物防疫所及び那霸 植物防疫事務所の出張 所 四　内閣府令で定める職 制上の段階	三　内閣府令で定める職 制上の段階 この項第三欄第三号の 内閣府令で定める標準的な 府令で定める標準的な 官職
一　動物検疫所の長の属 する職制上の段階	この項第三欄第四号の 内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣 府令で定める標準的な 官職	この項第三欄第三号の 内閣府令で定める標準的な 官職
所長		官職

三 動物検疫所の出張所	二 動物検疫所の支所（ 出張所を除く。）	二 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階として内閣府令で定めるもの
四 内閣府令で定める職制上の段階	三 内閣府令で定める職制上の段階	三 内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職
この項第三欄第四号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣	この項第三欄第三号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職	この項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職

二十五 船舶検査の執	二十四 自動車登録官 の行う事務又は自動 車検査官の行う事務 をつかさどる官職の 職務	
一 國土交通省海事局	一 沖縄総合事務局の事 務所及び地方運輸局、 運輸監理部又は運輸支 局の事務所	一 運輸監理部及び運輸 支局（事務所を除く。）
一 内閣府令で定める職	二 内閣府令で定める職 制上の段階	一 内閣府令で定める職 制上の段階
この項第三欄第一号の 官職	この項第三欄第二号の 官職 府令で定める標準的な 府令で定める標準的な	この項第三欄第一号の 内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣 府令で定める標準的な

<p>行、船舶若しくは物件の型式承認の執行 、型式承認を受けた 船舶若しくは物件の 検定の執行、危険物 その他の特殊貨物の 積付けの検査の執行 、船舶に設置される 原動機からの窒素酸 化物の放出量確認、 原動機取扱手引書の 承認、海洋汚染防止 設備等、海洋汚染防</p>	<p>二 沖縄総合事務局及び 地方運輸局（次号から 第五号までに掲げる地 方支分部局を除く。）</p>	
<p>三 運輸監理部（次号及 び第五号に掲げる地方 支分部局を除く。）</p>	<p>二 内閣府令で定める職 制上の段階</p>	<p>内閣府令で定める標準的な 官職</p>
<p>内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣 府令で定める標準的な 官職</p>	<p>この項第三欄第三号の 内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣 府令で定める標準的な 官職</p>	<p>三 内閣府令で定める職 制上の段階</p>

止緊急措置手引書等 若しくは大気汚染防 止検査対象設備の検 査の執行、船舶のト ン数の測度の執行、 船舶のトン数に係る 証書等の作成若しく は船舶保安規程の承 認に関する事務、外 国船舶に対する船舶 の航行の安全の確保 若しくは海洋汚染等 の防止に係る監督に	四 運輸支局（次号に掲 げる地方支分部局を除 く。）	
五 地方運輸局、運輸監 理部又は運輸支局の事 務所	五 内閣府令で定める職 制上の段階	四 内閣府令で定める職 制上の段階
官職	この項第三欄第五号の 内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣 府令で定める標準的な 官職	この項第三欄第四号の 内閣府令で定める職制 上の段階に応じ、内閣 府令で定める標準的な 官職

係る検査の執行若しくはトン数に係る証書の検査に関する事務、船級協会の行う船舶の検査若しくは船舶保安規程の審査の事務の審査に関する事務若しくは水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徵収若しくは立入検査（船舶の施設に関する

るものに限る。) に
関する事務又は船員
の資格の認定のため
の試験、水先人試験
、海技士国家試験、
締約国資格証明書の
受有者の承認のため
の試験若しくは小型
船舶操縦士国家試験
の試験問題の作成若
しくは試験の執行に
関する事務をつかさ
どる官職の職務

二十六 耐空証明、耐

一 國土交通省航空局

一 内閣府令で定める職

この項第三欄第一号の

空検査員の認定、型

式証明、修理改造検

査、予備品証明、事

業場の認定、業務規

程の認可若しくは整

備規程の認可に関す

る事務、航空従事者

技能証明、航空従事

者の養成施設におい

て技能の審査に従事

する者の認定、航空

英語能力証明、本邦

二 地方航空局

二 内閣府令で定める職

制上の段階

官職

官職

この項第三欄第二号の
内閣府令で定める職制
上の段階に応じ、内閣
府令で定める標準的な

制上の段階

航空運送事業者において英語能力の判定に従事する者の認定、計器飛行証明、操縦教育証明、運航管理者技能検定若しくは運航管理者の養成施設において技能の審査に従事する者の認定に係る試験の試験問題の作成若しくは試験の執行に関する事務、機長の認定

若しくは査察操縦士

（航空法（昭和二十

七年法律第二百三十

一号）第七十二条第

九項の指名を受けた

者をいう。）の指名

に関する事務又は航

空運送事業若しくは

航空機使用事業若し

くは航空機の航行の

安全の確保に係る外

国航空機の監督に関

する事務をつかさど

		る官職の職務
二十七　国土交通省航空局の段階	二十八　国土交通省航空局の所掌事務を遂行するため使用する航空機の運用又は整備に関する事務をつかさどる官職の職務	二十七　国土交通省航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用又は整備に関する事務をつかさどる官職の職務
一　内閣府令で定める職制上の段階	一　内閣府令で定める職制上の段階	内閣府令で定める職制上の段階
この項第三欄第一号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職	この項第三欄第一号の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職	この項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階に応じ、内閣府令で定める標準的な官職
官職		

二 航空交通管制部

二 内閣府令で定める職

制上の段階

この項第三欄第二号の

内閣府令で定める職制

上の段階に応じ、内閣

府令で定める標準的な

官職

三 地方航空局の事務所

三 内閣府令で定める職

制上の段階

この項第三欄第三号の
内閣府令で定める職制
上の段階に応じ、内閣

府令で定める標準的な

官職

二十九 航空事故等、

運輸安全委員会の事務局

の段階

内閣府令で定める職制上

船舶事故等の原因を
鉄道事故等若しくは

階に応じ、内閣府令で

			究明するための調査 に関する事務又は事 故に伴い発生した被 害の原因を究明する ための調査に関する 事務をつかさどる官 職の職務
三十　国際平和協力業	国際平和協力本部に置か れる国際平和協力隊	内閣府令で定める職制上 の段階	
業務又は国際平和協力 業務実施要領の変更 を適正に行うための 、派遣先国において	この項第三欄の内閣府 令で定める職制上の段 階に応じ、内閣府令で 定める標準的な官職		定める標準的な官職

実施される必要のあ

る国際平和協力業務
の具体的な内容を把握

するための調査、実

施した国際平和協力

業務の効果の測定若

しくは分析若しくは

派遣先国における国

際連合の職員その他

の者との連絡に関する

事務をつかさどる

官職の職務

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

（公正取引委員会事務総局組織令等の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「職階、」を削る。

一 公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）第二条第十三号及び第九条第一号

二 宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）第七条第二号及び第十一条第九号

三 公害等調整委員会事務局組織令（昭和四十七年政令第二百三十六号）第三条第九号

四 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二条第一項第二号及び第八条第二号

五 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第二条第七号及び第十三条第一号

六 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第三条第二号、第二十一条第二号及び第一百四十六条

七 法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第三条第一項第十一号、第十五条第二号及び第七十

八条第十二号

八 外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）第三条第一項第九号及び第二十条第一号

九 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第三条第三号、第十四条第三号及び第八十九条第十号
十 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第三条第一項第一号、第十七条第一号、第九十条
五条第一号及び第一百条第一号

十一 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第三条第一項第二号、第二十一条第二号、第三十九条の二第一号、第一百五十九条第二号及び第一百六十八条第二号

十二 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第三条第一項第七号、第十六条第三号、第九十七条第六号、第一百一条第六号、第一百二十三条第六号及び第一百三十条第六号

十三 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第三条第二号、第十五条第二号、第一百六条第二号、第一百十一条第二号、第一百三十六条第二号及び第一百四十八条第二号

十四 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第三条第一項第二号、第二十四条第二号、第

二百二十四条の四第二号、第二百二十七条第八号、第二百四十三条の四第一号及び第一百四十七条第四号

十五 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第三条第一項第二号及び第十二条第二号
(人事記録の記載事項等に関する政令の一部改正)

第三条 人事記録の記載事項等に関する政令（昭和四十一年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「試験」を「採用試験」に改める。

理 由

国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、標準的な官職を定めるほか、関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。